

# 市民サービスグループだより

平成25年10月

## ■返還墓地の貸付を行います

次の墓地が返還されましたので貸付を行います。

| 貸付墓地   | 造成年度 | 貸付区画数 | 1区画当たり              |          |         |          |
|--------|------|-------|---------------------|----------|---------|----------|
|        |      |       | 面積                  | 使用料      | 管理清掃手数料 | 合計       |
| 亀田靈園   | S60  | 1区画   | 5.0 m <sup>2</sup>  | 200,000円 | 25,000円 | 225,000円 |
|        | S61  | 1区画   | 5.0 m <sup>2</sup>  | 200,000円 | 25,000円 | 225,000円 |
|        | S62  | 1区画   | 5.0 m <sup>2</sup>  | 200,000円 | 25,000円 | 225,000円 |
| 富浦墓地   | S44  | 1区画   | 4.0 m <sup>2</sup>  | 104,000円 | 20,000円 | 124,000円 |
|        | S48  | 2区画   | 6.0 m <sup>2</sup>  | 156,000円 | 30,000円 | 186,000円 |
|        | S50  | 2区画   | 4.0 m <sup>2</sup>  | 104,000円 | 20,000円 | 124,000円 |
|        | S50  | 2区画   | 6.0 m <sup>2</sup>  | 156,000円 | 30,000円 | 186,000円 |
|        | S54  | 4区画   | 6.0 m <sup>2</sup>  | 168,000円 | 30,000円 | 198,000円 |
|        | H6   | 3区画   | 5.0 m <sup>2</sup>  | 235,000円 | 25,000円 | 260,000円 |
| 第二富浦墓地 | H15  | 1区画   | 10.5 m <sup>2</sup> | 577,500円 | 52,500円 | 630,000円 |
| 中登別墓地  | S45  | 2区画   | 12.0 m <sup>2</sup> | 300,000円 | 60,000円 | 360,000円 |

### ▼貸付対象者

登別市民で3年以内に墓碑を建立される方。なお、すでに本市に墓地使用権をお持ちの方は対象外です。

### ▼貸付条件

3年以内に墓碑を建立される方。

※ 墓地の貸し付けを受け3年を経過しても墓碑を建立されなかった場合には、墓地使用許可が取消となります。この場合、納入された使用料及び手数料は返還しませんのでご注意願います。

### ▼申込期間

11月5日（火）～19日（火）（土・日曜日を除く）

### ▼申込方法

市民サービスグループ（市役所本庁舎1階2番窓口）に備え付けの申込書に必要事項を記入し提出してください。（印鑑、住民票が必要です）

※ 申し込みは1世帯1区画とし、申し込み者が複数となった場合は、後日抽選を行います。）

### ▼申込先

市民サービスグループ

（☎ 85-2139）

※ 第二富浦墓地については、残区画がありますので、上記の期間に関わらず、隨時、貸付を行っています。



◇◆◇登別市消費生活センターからのお知らせ◇◆◇

## ■ 現金書留同封！？脅迫！？ 健康食品送りつけの新手口

☆☆☆全国ではこのような事例があります☆☆☆

「注文を受けた健康食品を送る」と電話がかかってきた。少し前に健康食品のサンプルを購入していたのでその業者だと思い、注文する気がないことを伝えると、「キャンセルできない。申し込みを録音している。裁判にかける」などと言われ、仕方なく受け取りを承諾した。

商品が届き、全く知らない業者だと気づいたが、箱の中には、こちらの名前や商品の金額（約4万円）などが既に記入された現金書留の封筒が一緒に入っていた。数日後、業者から「年金が入ったらすぐに払え」と電話があり、昨日は、「れんらくください」という電報も届いた。

どうしたらよいか心配で夜も眠れない。（80歳代 女性）



### ひとことアドバイス

- 注文した覚えがないのに「注文されている」などと言われて健康食品を送りつけられるトラブルの中で、商品と一緒に現金書留封筒が送られ、その後電話などで脅すような口調で支払いを迫られた、という相談が寄せられています。
- 断ったにもかかわらず一方的に商品を送りつけられても、安易に受け取らないようにしましょう。もし受け取ってしまっても決してお金を支払ってはいけません。
- 脅される等恐怖を感じるような方法で勧誘された場合は、警察に相談しましょう。
- トラブルに遭う人のほとんどが高齢者です。家族や周囲の人も気を配りましょう。
- 困ったときは早めに消費生活センターに相談してください。

登別市消費生活センター TEL：85-3491  
(登別市中央町6丁目11番地 登別市役所市民サービスG内)  
登別消費者協会 TEL：85-8307  
火曜日～金曜日 10時00分～16時00分  
(登別市千歳町3丁目1番地 労働福祉センター内)